

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 当社 合資会社あいざわ は、神奈川県横浜市でクリーニング業を営んでいます。一般家庭の衣類クリーニングのほか、グループ会社を通じて、東京・神奈川の基幹病院の医療従事者が着用するユニフォーム類のクリーニングも行っています。また、コインランドリー事業も展開しており、広く公衆衛生の向上や環境衛生事業に寄与しています。
- 自社ホームページのほか、SNS、インターネットツールなど IT 活用を通じて営業案内を行っています。個人向けにはレジや決済手段の自動化、非接触化を進め、法人向けには電算化、機械化を進めています。
- 国家資格クリーニング師や防炎加工専門技術者など専門人材の育成、サポートを行います。学生のインターンシップにも協力します。
- クリーニングに関するグリーン化に取り組みます。生産工程における電気、ガスは積極的にグリーンエネルギーを採用している企業と契約を行い、自社内では排水設備の整備と適正管理により高レベルでの浄化を行い水環境の保全に寄与します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。なお、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定にあたっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、下請事業者の適正な利益を含むよう充分に協議します。取引対価の決定を含め契約にあたっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

納入代金は可能な限り現金で支払います。支払サイトは60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産に関するガイドラインや契約書の雛形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 個人、法人にかかわらずエンドユーザーの要望に可能な限り応えるよう品質とサービスの向上に努め、よりよい環境衛生の実現に取り組みます。
- 約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2022年1月21日

合資会社あいざわ

企 業 名

代表社員 相澤 斎仁

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。